

第8回 村上市歴史的風致維持向上協議会 議事録（概要）

会議名	第8回 村上市歴史的風致維持向上協議会
日時	令和6年3月11日（月）9：30～11：30
会場	村上市教育情報センター会議室A・B（2階）
出席者	<p>【委員】 西村会長、岡崎副会長、大竹委員、川崎委員、益田委員、吉川委員、近藤委員、船山委員、石井委員、江端委員、本間委員、板垣委員、渡辺委員、宮嶋委員、山崎委員、三ッ井委員、平山委員 ※欠席 大場委員、川上委員、佐藤委員</p> <p>【オブザーバー】 国土交通省北陸地方整備局 染谷調整官</p> <p>【事務局】 高橋市長 都市計画課：大西課長、小野参事、風間課長補佐、大田係長、山田主任、木田主事 生涯学習課：吉井課長補佐、竹内副参事</p>
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 会長挨拶</li> <li>3. 市長挨拶</li> <li>4. 出席委員報告、新任委員紹介</li> <li>5. 報告             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 歴史まちづくりに関する取り組み状況について 資料1-1及び資料1-2にて説明 ※議事概要については、下記のとおり</li> </ol> </li> <li>6. 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 今後の歴史まちづくりに関する取り組みについて 資料2にて説明 →原案のとおり承認 ※議事概要については、下記のとおり</li> <li>(2) 歴史的風致維持向上計画の変更について 資料3-1、資料3-2及び資料3-3にて説明 →変更計画（原案）のとおり承認</li> <li>(3) 第2期村上市歴史的風致維持向上計画の策定について 資料4にて説明 →原案のとおり承認</li> </ol> </li> <li>7. その他</li> <li>8. 閉会</li> </ol>
議事概要	
<p>■報告(1)について</p> <p>●資料の内容の訂正について、資料1-2のスライド48の「石原稻荷神社」の所在地について大町となっているが石原の誤りである。（吉川委員） →資料を訂正させていただく。（事務局）</p> <p>●資料1-2のスライド12景観形成助成金事業について、景観条例で重点地区になっている旧武家町、旧町人町、岩船、瀬波、海老江、塩谷、猿沢、小俣が対象であるが、例年この助成金の活用が村上城下町以外から少ない。あまり知られていないかもしれないが、委員の方々の地元でも使っていただけの制度なので、周知にご協力いただきたい。（岡崎副会長） →景観形成助成金事業は具体的にどれほどの額で何割の助成が受けられるのか。（西村会長） →景観形成助成金事業は景観計画重点地区内の建築物外観の工事などに対して助成金を交付するものであり、建築物の外観の変更に対し助成金額は工事費の1/4以内、80万円を限度としている。ただし、適用条件があり工事内容によって金額も変わってくるので、活用を希望される場合はご相談いただきたい。（事務局）</p>	

→景観形成助成金を活用した外観の修景が、村上天下町では実施されているが、それ以外の地区であり実施されていないのは、おそらくどこが対象地区でどんなことに使えるのかあまり知られていないのが原因と考えられる。今日はまちづくり協議会の各代表が来られているので、制度内容を説明し色々な手が上がるように、対象地域に情報を伝える工夫をしていくことが重要である。(西村会長)

→景観形成助成金事業はホームページに掲載している他、年1回市報を通じて周知を図っているが、PRが足りなかったということで対象地区の方にわかりやすく説明し周知できるよう検討を行う。(事務局)

→このような制度はうまく使っていきたいが、私を含めほとんどの人が知らない状況である。こちらからお願いすれば出前講座のような形で説明に出向いてもらうことは可能か。(江端委員)

→可能である。(事務局)

→山北地域まちづくり協議会は旧山北町全域でまちづくり協議会であり、個々の集落の団体に形成しているが、公民館活動やイベントなど何かをするにも外部の力が必要な状況にある。この制度の対象区域である小俣集落の方にこの制度の話をしたこともあるが、事業の実施主体が地元のままでは難しい状況にあるので、協力関係の在り方についても一考いただきたい。(板垣委員)

→事業のPRについて、岩船地区では除雪シーズンになると除雪の補助事業の説明がまわってくる。例えば都市景観の日にあわせて各地域の区長会で事業説明の資料を配るとそこから話が盛り上がることもあるので、そんな形で少しずつ浸透させていくのも良いのではないか。(船山委員)

●資料1-1で未実施となっている事業について、無電柱化事業、道路美装化事業は県道の道路整備にあわせて実施するとの説明であったが、今年度は未実施でも県道の事業化のタイミングで実施できるということか。(西村会長)

→市道安善寺線安泰寺線の無電柱化については、電線管理者との協議で県道村上停車場線が無電柱化にならないのであれば同意できないという話があり、市単独での事業化が難しい状況であったことなどから未実施であったが、県道村上停車場線の無電柱化が実施に向けて動いており、協議が整い、無電柱化が進んでくれば、市道の方も一緒に無電柱化・道路美装化を進めることができる。(事務局)

●資料1-2スライド22の無電柱化事業区域の図について、対象路線に小町坂が入っていないがこの道は車で通るとすれ違いがしにくく、子供たちの通学路になっている。事故に繋がりにくいため無電柱化を検討してもらいたい。(大竹委員)

→資料については、市の事業として無電柱化を予定している路線を載せているため県道は含まれていないが、小町坂の道路についても県事業として進めていただいている。(事務局)

→県道村上停車場線の無電柱化については、県で予備設計を実施し検討しているところで今月地元の方を対象に説明会を行う予定である。そこで同意を得られれば今後事業化に向けて具体的に電線事業者と無電柱化に向けた調整を進めていくことになる。来年度はそういった調整を行うので現地で具体的な動きは出ないが、令和7年度から詳細設計など進められればと考えている。(宮嶋委員)

## ■議事(1)について

原案のとおり承認。以下議事概要。

●資料2で火災への対策と空き家の居住誘導は継続となっているが、今年度の動きはあったのか。(大竹委員)

→防火の対策については、ガラスコーティングなど検討しているが、現在のガラスコーティングでは準防火区域に適用できる防火構造でないことや、建物外観の修理修景と併せてガラスコーティングを行うと所有者の自己負担が増えることもあり、どのような形で防火対策を進めていくのが良いのかを検討を行っている。また、空き家対策に関しては昨年の協議会で吉川委員からご指摘があったが、市の空き家バンクでは改修しないで住める状態でなければ登録できないという話をいただき、市民課に確認を行った。回答では現在は柱が傾いているなど危ない状況にある建物でない限り登録は受け付けており、改修が必要な建物を全く受け付けないわけでは

ないとの回答だった。したがって、再度ご相談いただけると対応可能なケースもあると思われる。(事務局)

●資料2の伝統的建造物群保存地区指定に向けた検討について、別の委員会で進めることであるが歴史まちづくりにも関連のあることであるため、どのような形で進んでいるのか説明いただきたい。(吉川委員)

→令和5年3月に文化庁の主任調査官が村上市に来られ、町家をご案内したが村上の町家の建築特性が把握不十分であると指摘を受けており、それに対して平成14年度に調査された観光資源保護調査の報告書を再編集して文化庁に提示している。また、長岡造形大学の平山先生や津村先生からご指導いただいております、文化庁から保存対策調査を行った方がいいとのことのご指導を受けたため、令和6年度は具体的な村上の町家の調査を実施し、年度末には伝建審議会を開催してその調査報告を審議いただく予定となっている。(事務局)

●先生方にお聞きしたいが、空き町家について相談を受ける中でトイレが問題になっている。町家の場合、トイレが一番奥にあるので下水道に繋げようとするとうすごい費用がかかってしまう。全国で空き町家に対して様々な取り組みが実施されていると思うが、費用の捻出方法や何かしら制度などあるものか。(吉川委員)

→景観ということでは外側だけになってしまうので、内側に対してとなると商店街を活性化するような事業を活用することになると考えられる。(西村会長)

→大町小町の外観修景にあわせてトイレを下水道に繋げたことがあったが、外観の工事に補助金が出て余裕ができた分下水道工事の費用を捻出できたケースもある。(大竹委員)

→居住部分に関しては、市地域経済振興課で実施している未来に向けた住まいづくり推進事業補助金(旧住宅リフォーム事業補助金)が活用可能である。本日から受付を開始しているので、活用される場合は担当課にご相談いただきたい。(事務局)

●村上市のすごくユニークな施策として歴史的風致形成店舗認定制度がある。他の都市にはない大変ユニークな制度なので、認定店舗のマップを作るなど市の方でも何かできることがあるのではないかと考えている。通常どこかの店舗だけマップに載せてPRすることは難しいが、歴史的風致形成店舗は市が認めているわけなのでこの店舗を紹介するマップを作ることは可能である。協力している店舗の励みになると思うので、是非検討してもらいたい。似たような事例として、湯布院で景観協定を守っている店舗の紹介マップがある。看板の色や建物の高さなど厳しいルールを4つほど持っていて、協定を4つ結んだ店舗は4つ星という風に認定されてマップ上でわかるようになっており、店舗の宣伝というよりもどれだけ頑張って景観に協力しているかを示すマップになっている。歴史的風致形成店舗は色々と工夫すると面白いことが起きるのではないかと考えている。(西村会長)

●村上地域まちづくり協議会では、村上市スペシャルアンバサダーのNGT48本間さんが訪れSNSで投稿した店舗を紹介するマップを作成し、協賛いただいた店舗には既にマップを配布している。各店舗写真ではなくイラストで紹介し非常に親しみのある形になっている。QRコードが添付してあり、ただ位置がわかるだけでなくQRコードから店舗の紹介がわかるようになっている。(近藤委員)

#### ■議事(2)について

変更計画(原案)のとおり承認。

#### ■議事(3)について

原案のとおり承認。